

印旛郡市広域市町村圏事務組合計画策定委員会規程

昭和47年10月1日

訓令第1号

改正 昭和61年5月19日 訓令第4号

(設置)

第1条 印旛郡市広域市町村圏における計画の策定を図るため、計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は管理者の求めに応じ、次の各号に掲げる事項について、関係市町村の事務の総合調整を図るため調査協議する。

- (1) 計画策定のため必要な基本構想、基本計画並びに実施計画の調整に関すること。
- (2) 計画策定に必要な資料の収集調整に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員の定数は15名以内とする。

- 2 委員会に会長を置き委員の中から互選により選出する。
- 3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、関係市町村の企画担当課長の職にあるもの及び管理者が指定する事務局職員をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は会長が招集する。

- 2 委員会は委員全員の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、特別な事由により出席委員がやむを得ないと認めたときはこの限りではない。
- 3 委員会の議事は出席議員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 委員会は専門的事項に関する調査又は協議を分掌させるため、その決議により必要な専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員会の委員及び関係市町村の主管課長等をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会員の互選により選出する。
- 4 部会長は部会を代表し分掌事務を総理する。
- 5 部会は部会長が招集し部会員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 部会の議事の採決は、前条第3項の規定を準用する。

(資料の提出等の要求)

第6条 委員会が必要があると認めるときは、関係市町村の部課等の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明、その他必要な協力を求めることができる。

(調査、協議の結果の報告)

第7条 会長は委員会における調査又は協議の結果を管理者に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則(昭和61年5月19日訓令第4号)

この訓令は、昭和61年5月20日から施行する。